別表第十三その一（第八十六条の七関係）

（裏面）［略］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
陸上総隊司令官等　印

処分要請書
（施設の管理）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）　第103条第1項本文 / 第103条第2項　の規定に基づき、次のとおり施設の管理に係る処分を要請する。

種類	
所在する場所	
管理する内容	
管理する期間	
管理する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表第十二（第八十六条の六、第八十六条の十八関係）

（裏面）［略］

文書番号
発簡年月日

防衛大臣 / 陸上総隊司令官等　殿

自衛隊の部隊等の長 / 陸上総隊司令官等　印

処分 / 処分取消　上申書

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）　第36条の6第1項 / 第36条の18第1項　の規定に基づき、下記のとおり　処分する / 処分を取り消す　必要があると認めるので、上申する。

記

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第103条第1項（自衛隊の行動に係る地域での物資の収用等）
第103条第2項（告示地域での従事命令・物資の収用等）
第103条第3項（立木等の移転・処分）
第103条第4項（自衛隊の行動に係る地域での家屋の形状変更）
第103条の2第1項（土地の使用）
第103条の2第2項（立木等の移転・処分）
の規定に基づき、裏面に記載する　施設の管理 / 土地・家屋・物資の使用 / 取扱物資の保管命令 / 物資の収用 / 業務従事命令 / 立木等の移転・処分 / 家屋の形状変更　を　行う / 取り消す　必要があると認める。

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表第十三その一（第八十六条の七関係）

（裏面）［同上］

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
方面総監等　印

処分要請書
（施設の管理）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）　第103条第1項本文 / 第103条第2項　の規定に基づき、次のとおり施設の管理に係る処分を要請する。

種類	
所在する場所	
管理する内容	
管理する期間	
管理する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表第十二（第八十六条の六、第八十六条の十八関係）

（裏面）［同上］

文書番号
発簡年月日

防衛大臣
方面総監等　殿

自衛隊の部隊等の長
方面総監等　印

処分 / 処分取消　上申書

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）　第36条の6第1項 / 第36条の18第1項　の規定に基づき、下記のとおり　処分する / 処分を取り消す　必要があると認めるので、上申する。

記

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第103条第1項（自衛隊の行動に係る地域での物資の収用等）
第103条第2項（告示地域での従事命令・物資の収用等）
第103条第3項（立木等の移転・処分）
第103条第4項（自衛隊の行動に係る地域での家屋の形状変更）
第103条の2第1項（土地の使用）
第103条の2第2項（立木等の移転・処分）
の規定に基づき、裏面に記載する　施設の管理 / 土地・家屋・物資の使用 / 取扱物資の保管命令 / 物資の収用 / 業務従事命令 / 立木等の移転・処分 / 家屋の形状変更　を　行う / 取り消す　必要があると認める。

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。